

第四十六回国会 参議院 社会労働委員会 會議録 第三十四号

昭和三十一年六月二十三日(火曜日)

午前十一時五十九分開会

委員の異動

六月十七日

鈴木 強君 補欠選任

六月二十二日

鈴木 強君 補欠選任

六月二十三日

山下 春江君 補欠選任

山本 杉君 補欠選任

大谷藤之助君

出席者は左のとおり。

委員長 藤田藤太郎君

理事 亀井 光君

高野 一夫君

藤原 道子君

柳岡 秋夫君

委員 大谷藤之助君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

加藤 武徳君

衆議院議員 林 堀君

社会労働委員 小沢 辰男君

長代理理事 澁谷 直藏君

修正案提出者 大橋 武夫君

国務大臣 梅本 純正君

労働大臣 尾崎 嘉篤君

厚生大臣官房長 和田 勝美君

厚生省環境 館林 宣夫君

衛生局長 尾崎 嘉篤君

厚生省医務局長 和田 勝美君

労働大臣官房長 和田 勝美君

労働省労働基準 村上 茂利君

局労働補償部長 石黒 拓爾君

事務局長 石黒 拓爾君

常任委員 増本 甲吉君

会専門員 増本 甲吉君

本日会議に付した案件

○環境衛生関係営業の運営の適正化に

関する法律の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

○クリーニング業法の一部を改正する

法律案(衆議院提出)

○公衆浴場法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

○あん摩師、はり師、きゆう師及び柔

道整復師法等の一部を改正する法律

案(衆議院提出)

○労働災害の防止に関する法律案(内

閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田藤太郎君) ただいまよ

り開会をいたします。

環境衛生関係営業の運営の適正化に

関する法律の一部を改正する法律案を

議題といたします。

本案に対し、質疑のある方は、順次

御発言を願います。

○柳岡秋夫君 提案者でなくて、厚生

省の厚生行政の立場からちよつと質問

しておきたいのですが、この環境衛生

法が、いわゆる当初の法律の立法の精神

と申しますか、それはあくまでも公衆

衛生の向上を目的とすると、こういう

ふうな趣旨であるかと思えます。とこ

ろが、これがだんだんこう改正されて

くるたびに、経済立法的なところに重

点が置かれて、いま一般国民大衆が

それとおると申しますか、考えており

ますことは、何かこの法律によって無

限に料金の引き上げが行なわれる、い

わゆる不当に自分たちの利益が侵害さ

れるんじゃないだろうか、こういう疑

問が非常に多く出ているわけですね。

したがって、そういう国民のやはり疑

問というものを解明していく必要が私

はあるんじゃないかと思つてます。た

とえば私たちが床屋さんに行つて床屋

さんの方々と話をすると、まあ組合に

入っていないといろいろな面で制約を

受けていたり、あるいは仕事ができな

くなってしまふので入つていふんだと

言つて、こういうこともよく耳にする

んです。したがって、この同業者組合の

運営の問題、それから、この料金の規

制の問題等も、私は、厚生省として、

当然国民の利益を侵害しないような立

での指導というものが必要ではない

か、こういうふうな思ふのです。

そこで、中央にも適正化審議会とい

うものがあり、あるいは地方にも各都

道府県にあるわけでございますが、こ

ういう審議会には、立法当時では、

当然消費者の代表を数多く入れて、

それが消費者の意見が十分にくみ入

れるようにすべきであると、こういう

こともいわれていっているわけですね。

この適正化審議会が一体どういう運営が

行なわれておるか、そういう点、ひ

つおわかりでしたら聞いておきたい

というように思ふのです。

○政府委員(館林宣夫君) ただいまお

話のございました、環境法の運営上、

消費者の立場も十分考へて運営する必

要があることは、私どもも常々考へて

おるところでございます。これらの

業体の多くは、ほとんど大部分が中小

企業でございます。最近の経済成長

のもとにおいて十分な保護を考へなけ

ればならない一面、これらの業体の取

り扱つております料金が一般大衆に

対する影響も非常に大きいことを絶えず

考へてこの法律の運営に当たつてお

るわけでございますが、お尋ねの審議会

の委員の中には、消費者代表を必ず入

れるようにいたしましたし、運営いたし

ております。また、学識経験者とい

まして公正な意見を述べられる立場に

ある方々も入れて、その構成は、業者の

意見を代表する方々と、消費者の意見

を代表する方々と、それから、中立的な

立場に立つて考へていただく専門の

方々、そういう三者の大体の構成を

もつてでき上がっているわけでござ

います。

○柳岡秋夫君 もう一つの問題点とし

ては、やはり今度の改正によりまし

て、アウトサイダーに対する問題が相

当強く出ておるわけです。したがつ

て、生活協同組合、あるいは農業協同

組合、これらが経営しておる事業に

ついていろいろと摩擦が起きてくる可

能性もあるのでは、これは前の国会で環

衛法が一部改正された際に、取り引き

販売の問題等について、やはり相当農

林大臣等とも協議をしておると、

こういうことも言われておりますし、

今度の改正にあつても、やはりいろ

いろな面、そういう生活協同組合な

り農業協同組合の行なう事業に対し

て、やはりはなはだしく事業の運営を

阻害するやうなことがないように、厚

生省として両者のあつせん調停と申

しますか、そういう点を十分考へて

いたしたいと、こういうふうなひつ

つお願いをしたいと思ふのです。

それから、先ほど料金の問題を若干

申し上げましたけれども、やはり現在

の適正化審議会でも料金をよくわか

らぬ、どうも一般国民大衆にはよくわ

かれない、最低料金は全

然らぬ、最高料金は全

然らぬ、最低料金は全

然らぬ、最高料金は全

然らぬ、最低料金は全

然らぬ、最高料金は全

然らぬ、最低料金は全

然らぬ、最高料金は全

然らぬ、最低料金は全

さんの場合、二百円なら二百円というものが一体どういう理由に基づいて二百円になるのだろう、これは標準価格であって、あくまでもその上下幅というものはあまりないのだというのが常識じゃないかと思えますから、そういう点は一般国民大衆にもっと明確に知らせると申しますか、国民大衆の理解のできるようにやはり料金の決定にあたってはしていく必要があるのじゃないか、こういうふうには思っています。そういう点をひとつ厚生省として十分指導されて、そうして、いやしくも一般国民大衆が、この環境法をもって独占禁止法の適用を除外されるという疑問ですね、幾らでも組合の申し合わせによって料金が引き上げられるのだ、こういうひとつ不安をなくすような形をお願いしておきたい、こういうふうにお聞きして私の質問を終わりたいと思っています。

○政府委員(館林宣夫君) 御指摘のように、現在、適正化規程によりまして定められております料金は、最低に該当する料金の取り扱いは行なわれておるわけでありまして、したがって、上限の規制がないので、幾らでも高い料金になってしまふおそれがあるという御心配、いさよと申しては、実際上も、適正化の意味で設けられたこの基準料金よりは、はるかに上回った料金が横行しておる現状なのでございます。その意味合いで、基準料金といいますが、適正料金といえますか、そういうものをできれば定めて大衆に示すようなことで指導をしてはどうか、こういう御指摘でございますが、これは実際作業をいたしてみまさんと

わかりませんが、私どもも、何かそういうことをして、不当に料金がつり上げられることのないような措置は講ずべきだと思っておりますので、まあ実際やってみますと、はたしてそういう料金が適当に早くできるかどうかかわりませんけれども、そういう努力はいたしてまいりたいと思っております。

○小平芳平君 この環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律という、昭和三十七年の国会のときにこの改正案が提案されて、そのときにも私たちが問題にしたわけですが、こうした衛生関係の立法の中に、どうしてことさらにこの法律だけ経済的な問題を取り入れてくるか、で、衛生関係は衛生関係だけで規定して、そうして料金なり、あるいは経営の問題は、別に経済立法として考えなきゃならないじゃないかという点を主張したわけですが、これについていかがですか。

○衆議院議員(小沢辰男君) 実は、この環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律といいますが、確かに環境衛生の保持をこの法律でいたしまして、それら環境衛生関係の営業が健全に行なわれるようにしたいという趣旨が当初のねらいではございましたけれども、同時に、この法律の提案を国会で議員立法としてされた一番大きな理由は、御承知のとおり、一方において、中小企業につきましては中小企業の団体法がございます。また、中小企業等協同組合法という法律がございます。そこで、本来、これらの環境関係のそれぞれの業種も、その協同組合法なり、あるいは中小企業団体法に基づきまして、経済的な中小企業の保護立法

の恩典に浴し得るわけなんでしょうが、たまたま環境衛生関係の、何といいますが、同じ系統の業種であるために、それらの業種を一本にまとめまして、そして中小企業団体法、あるいは中小企業等協同組合法と同じような内容もこの環境衛生関係全体の十一業種の中小企業を保護しようじゃないか、こういう趣旨から実は議員立法でこれが制定を見たわけでございます。したがって、名前から見ますと、おっしゃるように、衛生関係の法律なんだから、公衆衛生だけというふうな御指摘になることもございまして、同時に、衛生関係の業種である中小企業の保護立法である、そういう意味で、実は、もしこの法律がなければ、当然これらの業種は、中小企業等協同組合法なり、あるいは中小企業団体法に基づきまして、それぞれの同じような内容の、あるいはこれより進んだ経済的な保護立法の傘下に入る、実はこういうことになるわけでございます。それを、たまたま環境衛生のものだけを一つにまとめて、この法律で公衆衛生の保持をはかると同時に、営業の健全なる維持運営をはからすように保護していく、こういうこと

でございますので、この法律の中に経済条件等についての保護の規定が入ってきたわけでございます。われわれは、そういう面では、この法律の中に経済的な要素が入ってくることは、これはむしろ当然ではなからうかというふうな考えでございまして、

○小平芳平君 今度の改正では、たとえば組合協約に関する交渉の応諾義務

とか、あるいは厚生大臣があつせんまはしたは調停を行なうとか、そうしますと、そういうようなことについては、全部中小企業を保護していくというのがたてまえであつて、この法律の表題に示すところの環境衛生というふうな問題じゃなくて、そういうふうな中小企業の保護が目的なんだと、こういう意味ですか。

○衆議院議員(小沢辰男君) 今度の改正は、中小企業団体法の改正なり、あるいは中小企業等協同組合の法律にあるものをそのままやはり環境法に持ってきたというものが大部分でございまして、いま御指摘のようなところも、実は、この現行法の第一条に、公衆衛生の保持というのと同時に、経営の健全化という二つの目的を掲げておるわけでございます。したがって、公衆衛生の保持の観点でなくて、経営の健全化だけの法律改正のように内容が主として出ておりますけれども、これもこの法律の第一条の目的に大きな二つがございまして、その一つの経営の健全化をはかると同時に、中小企業団体法に規定してあります新しい事項を、ちょっとおくれた形になります。この法律で今度の改正の中に入れてある、こういうことでございます。

○小平芳平君 厚生省としては、厚生大臣いらっしゃるじゃないけれども、こういうような立法に対して、一つは衛生というものをうたいながら、さらに、また、中小企業の保護育成というふうなことをうたっているわけですが、厚生大臣は、今度の改正のように、あつせんをやったり調停したり、それから、組合協約に関して交渉を申し入れたら応諾しなかつたらならないとか、あ

るいは厚生大臣は勧告するかどうかを組合に通知しなければならぬとか、そういうような点については、厚生省は衛生関係が主体であつて、そういうふうなものを中小企業団体法の精神や、中小企業団体法のそういう規定の、とって厚生大臣がそういう経済行動をとるといふことはおかしくないですか。

○政府委員(館林宣夫君) この環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を所管しております厚生省として、この法律の最終的の目標は、あくまでも、この法律に規定せられたい各種の営業が健全に運営されまして、しかも、適正に運営されまして、これをもって公衆衛生上も不安がない状態を保持することが私どもの任務でございます。したがって、それによりまして、これらの営業が健全な運営のために、各種の直接衛生という面ではなくて、営業を主体とするような面の指導育成をする、あるいは規制をしてまいる、こういうことがこの法律に規定されておりました。これを私どもの任務といたしまして、これを私どもがまいつておきます。今度の改正の御趣旨の、とつて、その趣旨の徹底、実施の適正を期してまいるつもりでございます。

○小平芳平君 ですから、そういう適正を期していく上に、最終目標は衛生だと言いつながら、厚生大臣がそういう経済行為を調停したりあつせんしたりしていくということがおかしくないか、こういうことをお聞きしている。

○政府委員(館林宣夫君) そういたしますことが、これらの営業の運営がまづいくつて危殆に瀕し、ひいては、そ

るいは厚生大臣は勧告するかどうかを組合に通知しなければならぬとか、そういうような点については、厚生省は衛生関係が主体であつて、そういうふうなものを中小企業団体法の精神や、中小企業団体法のそういう規定の、とって厚生大臣がそういう経済行動をとるといふことはおかしくないですか。

本年におきましては、一月十八日の全国の衛生部長会議、また、五月十八日の医務課長会議におきまして無免許者の取り締まりを厳重にするように通達をしておるわけでございますが、なかなか成果が必ずしも十分でない点、さらに将来も一そう努力をしていきたいと思ひます。

なお、実績から申し上げますと、十六年におきましては百十七名の検挙者を出しております。これは医者関係が六十四名、歯科医が四十九名に比ぶますが、数ははなはだ多いわけでございますが、実際の無免許の方々の数その他から比べますと、これではまだまだ不十分だとわれわれは思つております。なお、三十七年におきましては百二十三人の検挙が行なわれております。三十八年のデータはまだ集計ができておりませんが、やはりこの程度か、少しこれを上回るといふくらいじゃないかと思つておりますが、今度の法律の改正を機会といたしまして、われわれとしまして、さらに府県衛生当局、保健所を鞭撻いたしました。また、警察と一緒にしまして無免許を取り締まり、資格のある方々の保護にとつとめたいと思ひます。

○藤原道子君 通達を出しただけでは実効があがらないと思つて、私どもが一番問題にいたしますのは、免許のある人が無免許者を多くかかえて、しかも、免許がないにもかかわらず、それをきまっておる料金で派遣をしております。そうして同じ料金を取つて、それで無資格者に与えられるのは非常に少ない、非常な搾取が行なわれている。こういう点について、もう少し法律が守られるような態

勢をつくつてもらわなければ、ここでも療術者等のことが法案に入りましても、結局取り締まりがなおざりになつては実効があがらないと思つて、私は、もう何回となく、いやになつてくるくらい無免許の問題については取り上げておられますので、この法案ができましたのを機会といたしまして、この点については正直者がばかをみるような結果にならないように、厳重な配慮を願わなければならぬと思ひます。いろいろの問題点もあるのですが、私はいさ以上御質問はいたしませんけれども、通達を出しただけで安心しておつたのでは、もう少し不正業者があるといふこと、名前まで指摘して私は委員会でもやることがございますけれども、その人がいままなお同じような状態で営業を続けている。こういうことでは法律を案議するのにもいやになるような気がいたします。この点につきまして有資格者が守られるように、そして、また、盲人に対しては特別あたたかい配慮がなされますことを強く要望いたしました。私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(尾崎嘉篤君) いまのお話につきましては、三十七年十二月二十七日に、有資格者で無資格者を雇つておる場合にも十分注意をして、適当な行政処分を実施せよ、また、有資格者の関与しない無資格者の取り締まりにつきましても、関係業界の方面の協力を得てやれといふような通達を出しておりますので、御趣旨に沿ひまして、さらに努力を一そういたしたいと思ひます。

○委員長(藤田藤太郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないものと認めます。
それでは、これより討論に入りませう。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないものと認めます。
それでは、これより採決に入ります。あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案を問題に供します。
本家に賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(藤田藤太郎君) 挙手総員と認めます。よつて、本家は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
○柳岡秋夫君 私は、この際、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案に附帯決議を附することを提案をいたしたいと存じます。
決議案を朗読いたしますので、御賛成を願ひたいと存じます。
政府は、左の事項について十分留意のうえ法の運用を厳正に図るべきである。
一、医療類似行為は、今般の法改正により、無期限に認められることになるが、これはあくまで現在その業に従事している者のみに限定

する法の趣旨であるから「やむを得ない事由」は、特に一定の厳密な基準を設けて運営し、苟くも、これに便乗する者のないよう厳格に実施すること。
二、盲人の職域優先確保については、施術所の規制等今後一層その具体化に努力するとともに、養成所の奨学制度の拡充、生業に対する長期低利融資等盲人の福祉の向上についても更に格段の努力をすること。
三、無免許者の取締りは一層厳にすること。
四、将来PT、OT制度の創設に当つては、特に視力障害者の地位の向上と身分の保障を実現せしめること。
右決議する。

○委員長(藤田藤太郎君) たいま提議案を議題といたします。
柳岡君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(藤田藤太郎君) 総員挙手と認めます。よつて、柳岡君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。
なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(藤田藤太郎君) 速記を入れ

○委員長(藤田藤太郎君) 労働災害の防止に関する法律案を議題といたします。
この際、内閣提出の議案に対して、衆議院の修正にかかわる部分については、修正案提出者の衆議院議員澁谷直藏君から説明を聴取いたします。
○衆議院議員(澁谷直藏君) 労働災害の防止に関する法律案に対する衆議院の修正にかかわる部分について御説明申し上げます。
その内容は、第一に、題名を「労働災害防止団体等に関する法律」に改めるものとする。
第二に、この法律の目的規定中、「労働災害を防止する」を「労働災害の防止に寄与する」に改めること。
第三は、労働大臣は、労働災害防止規程の認可、変更命令または認可の取り消しを行なうにあつて、あらかじめ中央労働基準審議会の意見を聞かなければならないものとする。こととでございます。
以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(藤田藤太郎君) これより質疑に入りませう。御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。
○柳岡秋夫君 この際、総括的に労働大臣に質問をいたしておきたいと思ひますが、先般、中央労働基準審議会から労働災害防止対策について答申がありました。これに対して具体的などういふような策を考へておられるか。

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(藤田藤太郎君) 速記を入れ

速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(藤田藤太郎君) 速記を入れ

速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(藤田藤太郎君) 速記を入れ

速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(藤田藤太郎君) 速記を入れ

この点を一つお伺いしておきたいと思
います。

○国務大臣(大橋武夫君) 五月の二十
日に、中央労働基準審議会から、労働
災害防止に関する総合的、かつ、根本
的な対策につきまして答申が行なわれ
ているのでございます。御案内のとおり
、昨年の通常国会に本法案を提案を
いたしましたところ、会期末の事情に
よりまして、審議未了に終わっており
まして、この国会にもこれを引き続き
提案をいたすことに相なっております
でございますが、昨年の秋に三池の災
害及び鶴見事故等がございまして、産
業災害の防止についての国民の注意が
非常に喚起されてまいっておたので
ございまして、したがって、こうした
情勢のもとにおいて、従来からの産業
災害防止についての現行の制度を根本
的に再検討をし、総合的な対策を立て
る必要があるのではなからうか、そう
した場合において本法案というものは
再検討されなければならなくなるおそ
れはないかというようなことが問題に
相なっておりますのでございまして。労
働省といたしまして、これらの災害
後の情勢にかんがみまして、かような
議論はまことにございまして、存
じましたのみならず、これらの災害の
あとを振り返ってみまするといって、
この際において災害の根本対策を再検
討しなければならぬということをも痛
感をいたしましたわけでございまして。た
また総評からもこの点について有力な
意見の開陳がございました。労働省も、
この機会に根本対策を立てたいと存じ
まして、いろいろ部内において検討を
いたしました。これをもって総評とも
いろいろ相談をいたし、また、かたわ

ら、使用者側を代表いたしまする日経
連、あるいは商工会議所等とも相談を
いたしました。その結果、この際、中
央労働基準審議会において御検討を願
おうということに相なりましてこの
答申が出てまいりました次第でござい
ます。この内容はかなり広範にわたる
ものでございまして、その実現のため
には、法令の改正を必要とするもの、
予算措置を必要とするもの、さらに、
また、行政運営の改善によってこれが
実現をはかり得るもの等、いろいろあ
るのでございますが、項目は多岐に
わたっておりますので、労働省とい
ましては、これらの各項目ごとに
早急に案を取りまとめまして、重ねて
中央労働基準審議会の御検討をお願い
し、その結果によりまして、法令につ
いては法令の改正の運びをいたします
、予算措置を必要とするものは明年
度予算においてできるだけこれを要求
する、行政運営の改善によるべきもの
は直ちに実現を期していくというよう
に、具体策のきまり次第実施に入りた
い、かように考えておる次第でござい
ます。

○柳岡秋夫君 安全衛生のこの管理体
制を強化することとがうたわれて
おるわけですが、この際、中央、地方
に、さらに、また、業種ごとに安全衛
生審議会、たとえば安全センターとい
うようなものを設ける考えはないか。
こういう点、もう一つは、この安全
衛生委員会を事業規模十人以上の事業
所にも設置することが必要ではない
か、こういうふうな思ふのですけれど
も、こういう点、さらに、また、安全
管理者、あるいは衛生管理者に関する
現行制度を改正しまして、いま申し上
げました十人以上の事業所にこれを設
置できるようにしていく、こういうこ
とも必要ではないかというように思
います。さらに、また、この使用者に、
安全衛生委員会の議を経て、産業災害
防止規程を作成することを義務づける
必要があるのではないか、こういう点
も考えるわけでございまして、くれ
この点についてひとつ御所見を伺って
おきたいと思ふます。

○国務大臣(大橋武夫君) まず、第一
に、安全衛生審議会の問題でございま
すが、労働省といたしましては、中
央、地方に現在置いてあります労働
基準審議会に公、労、使、三者構成に
よりまして安全衛生部会を常設するこ
とをたまたま考えておるところでござ
います。なお、この部会には必要に
応じて専門委員ないしは業種別の専門委
員会等を置くことができるようにいた
したいと思っております。この部会設
置に関する必要な事項は労働基準監督
機関令、すなわち、政令を改正してこ
れを規定するようにいたしたいと存じ
ます。

次に、安全衛生委員会を規模十人以
上の事業所に設置する考えはないかと
いう御質問でございまして、労働省と
いたしましては、特に災害多発業種を
中心といたしまして、使用者が災害の
防止に関する事項について関係労働者
の意見を聞きましますため、労働者の選
んだ委員が参加する安全衛生委員会を
設置することを義務づけていくような
措置を講じたいと考えております。こ
の安全衛生委員会の設置に関する必要
な事項は、労働安全衛生規則を改正し
たしまして、これを実行することにい
たしたいと思ふます。なお、安全衛生
委員会を設けるべき業種、規模、委員
会の構成など、その運営の基準につ
きましては、重ねて中央労働基準審議会
安全衛生部会に御検討をお願いするつ
もりでございまして。

次に、安全管理者、衛生管理者に関
する現行制度を改正して、十人以上の
事業所に設置するという問題でござ
います。現在、常時五十人以上となっ
ているのを、より広範に設置させるよ
うな措置を講じてまいりたいと考えて
おります。また、都道府県労働基準局
長は、必要ありと認める場合には、安
全管理者の選任を、法律上必ずしも要
しない事業につきましても、安全管理
者を選任するよう命ずることができ
るようになりたいと思ふます。なお、
安全管理者について、事業の規模によ
り、その人数を増加せしめることとい
たしまして同時に、主任管理者の選
任を義務づけるようにいたしてまいり
たいと思ふます。そして、この改正は
労働安全衛生規則の改正によることに
いたすつもりでございまして。

せるよう努力いたしたいと存するのでございます。

次に、労働災害に対する監視員制度についてでございますが、現在、安全指導員等による職場巡回を実施いたしておりますが、さらにその実効を期してまいりますために、まず第一に、資格について再検討をし、労働組合の代表をも選任いたし、必要に応じては所要の研修を行なっていくようにいたしたいと思っております。第二に、巡回は主として中小企業を対象とし、労働基準審議会安全衛生部会の議を経て作成する計画に基づいて行なうようにすべきたと思っております。第三に、指導員は、その巡回の際、法違反等発見した場合には監督機関に通報するなどの措置を講じまして、その運営の改善をはかるようにいたしてまいりたいと思っております。要するに、この監視員制度の運用には労働組合の協力を必要とするという考え方に對しましては、私どもも賛成をいたしておる次第でございます。さような趣旨で進みたいと思っております。

○委員長(藤田藤太郎君) 他に御発言はございませんか。——他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。労働災害の防止に関する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田藤太郎君) 総員挙手と認めます。よって、本案は、全会一致をもって原案、衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。それでは、午前中の会議を休憩いたしたいと思っております。

午後一時三分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

六月十九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、業務上の災害による外傷性せき髄障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均貸金全額支給等に関する請願(第二八七七号)(第二九八〇号)

一、業務外災害によるせき髄損傷患者援護に関する請願(第二七八八号)

一、中性洗剤の毒性と公害問題に関する請願(第二九〇四号)

一、原爆被害者援護法制定等に関する請願(第二九三〇号)

第二八七七号 昭和三十九年六月五日受理

業務上の災害による外傷性せき髄障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均貸金全額支給等に関する請願

請願者 岡山市築港緑町一丁目 岡山労災病院脊髄損傷患者療友会内 妹尾良 三外三百七十七名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第二九八〇号 昭和三十九年六月十一日受理

業務上の災害による外傷性せき髄障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均貸金全額支給等に関する請願

請願者 神奈川県川崎市本月住 吉町関東労災病院内 齋藤由太郎外六十名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第二七八八号 昭和三十九年六月五日受理

業務外災害によるせき髄損傷患者援護に関する請願

請願者 岡山市築港緑町一丁目 岡山労災病院脊髄損傷患者療友会内 妹尾良 三外四百十二名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第二七七二号と同じである。

第二九〇四号 昭和三十九年六月八日受理

中性洗剤の毒性と公害問題に関する請願

請願者 東京都杉並区下井草四ノ一六ノ一八 柳沢文正

紹介議員 柴田 栄君

最近わが国において、中性洗剤(ハード型)による諸害が増大し、主婦の皮膚障害、肝臓障害等憂慮すべき事態が発生しつつあるから、中性洗剤の毒性と公害問題について抜本的方策を樹立してこれが解決を図られたいとの請願。

理由

最近中性洗剤(ハード型)の強い浸透性と毒性によつて、主婦の皮膚障害、肝臓障害等が統発している。これは一般に中性洗剤の効用が誤り伝えられ、外国でも例をみない野菜、くだもの洗いにも使用されているためであり、あまつさえ市販の容器には「厚生省実験証明」「無害」「無毒」などの不実記載が行なわれ、科学知識の低い消費者を惑わしている。これがため、上水道にはいる中性洗剤の量は日々増大し、もはや一刻の猶予もできぬ段階にまで立ち至っている。

西ドイツではこれら中性洗剤の諸問題を重視し、本年十月一日からハード型洗剤を全面的に禁止する法律が制定され、また米国ウィスコンシン州議会では、ハード型洗剤の販売使用禁止法案を絶対多数で可決している。更に米連邦議会におけるハード型洗剤禁止に関する法案の下院における公聴会では、米国洗剤協会会長ダビッド・C・メルニコフ氏は自発的にこれを禁止すると

発表した。

わが国においては、このような諸外国の傾向を無視してハード型洗剤を放置しておくため、前記の諸害が増大し憂慮すべき社会問題となりつつある。

第二九三〇号 昭和三十九年六月九日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願(二通)

請願者 広島県因島市三庄町七区 野村史郎外三千三百八十名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

昭和三十九年六月二十七日印刷

昭和三十九年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局